

多度津町農業委員会議事録

令和2年11月20日午前8時49分より午前9時56分、多度津町農業委員会の会議を多度津町役場2階第一会議室において開催する。

その状況は次のとおり

- | | |
|-------|--|
| 議案第1号 | 農地法第18条第6項の規定による通知及び使用貸借解約通知について（報告） |
| 議案第2号 | 農地法第5条第1項の規定による許可後の事業計画変更申請について |
| 議案第3号 | 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の決定について |
| 報告 | その他 |

出席状況

出席委員

農業委員（13名）

| | |
|-----------|------|
| 議長 | 大西和芳 |
| 職務代理者（2番） | 土田敏雄 |
| 職務代理者（3番） | 山崎義行 |
| 4番委員 | 三野敏彦 |
| 5番委員 | 横關幹夫 |
| 6番委員 | 斯波明美 |
| 7番委員 | 矢野和幸 |
| 8番委員 | 中村稔 |
| 9番委員 | 秋山義充 |
| 10番委員 | 伊達和博 |
| 12番委員 | 篠原壽雄 |
| 13番委員 | 西山正美 |
| 14番委員 | 細川清二 |

農地利用最適化推進委員（7名）

| | |
|------|------|
| 1番委員 | 堀家徹 |
| 2番委員 | 眞鍋憲明 |
| 3番委員 | 中北一郎 |
| 4番委員 | 大谷泰則 |
| 5番委員 | 山地文 |
| 6番委員 | 池田一普 |
| 7番委員 | 村井文教 |
| 8番委員 | 宮武良充 |

欠席委員

| | | |
|----------|-------|------|
| 農業委員（1名） | 11番委員 | 山崎賢三 |
|----------|-------|------|

農地利用最適化推進委員（0名）

農業委員会事務局職員

| | |
|------|-------|
| 事務局長 | 亀山 佳久 |
| 農地係長 | 吉田 清司 |
| 主任主事 | 中西 祐太 |

審 議 内 容

事務局長

おはようございます。

ただいまから多度津町農業委員会定例会を開催いたします。

初めに、大西会長よりご挨拶申し上げます。

会長

失礼します。改めまして、おはようございます。

今日は、何かとお忙しい中、11月の定例会ということで、ご出席いただきましてありがとうございます。

ご承知のとおりここ数日本当に暖かいというか暑い日が続いておりまして、昨日ニュースで聞いておりますと、多度津では明治25年から観測が始まって、128年間の中で一番遅い夏日というような報道を聞きましたけども、本当に異常かなというふうな感じがいたしました。

その中で、町内ではもう既に麦の播種作業が大分進んでおるようでございますし、また県内のほうに目を移しますと、人間のコロナに加えて鳥のインフルエンザというふうなことで、非常に騒がしくなっておるようでございます。幸いにして、町内では養鶏を営む方はいないというふうに思いますけども、その点は安心ができるかと思えますけども、同じ1次産業に携う者としていたしまして、インフルエンザの被害に遭われた方々に対して、心よりお見舞いを申し上げたいというふうにも思うわけでございます。

そういう状況の中で、今年の、いつも12月に開催をしております農地農政検討会、新しい委員さんについては何かというように思うかも知れませんが、言わば忘年会というふうなことになるかと思えますけど、事情等々は後で、その他の報告のところでも事務局からご説明をいたしますけども、結果を言いますと、残念ながら中止をせざるを得ないというふうな状況でございますので、どうぞひとつこの点につきましてはご理解をいただきたいというふうに思っております。

もう一点、報告ですけども、先日、これも引き続きの委員さんはご承知かと思えますけども、丸亀の●●●●さんが堀江地区、現実の住所は北鴨になるようですけども、そこで農業用の施設を建設をいたします。その内見会の案内が、町のほうに案内をいただいたというふうなことで、急遽町長さん、それから議長さん、それから中四国農政局の方、それから地元の町会議員さん、それから池田推進委員さん、そ

れからこれも前期まで皆さんと一緒にしておりました、塩入水利総代さん、それから産業課長さんを含め、担当の職員の方と同行いたしましたして、見学に参りました。実質、先ほど言いました全体の施設の中で、ハウスだけが完成しとるというふうな状況でいるようお話を聞いてみたけども、これについては●●●●さんのホームページのほうに、今聞きますと載っておるようなので、もし機会がありましたらご覧いただけたらというように思っております。

そんなことで、露地の野菜等々を作って、その●●が製造しておりますマルチ等々の試験的なこともやるというふうなことも聞いておりますので、今後その農業施設が全て完成、運用し出した段階で、もし皆さん方のご希望があるようでしたら、●●さんのほうにも無理をお願いして、見学に行ってもええんかなというふうにも考えておりますので、そのときが来ましたら皆さん方にお諮りをいたしたいなというように思っておりますので、どうぞひとつよろしくお願いしたいと思っております。

それでは、今月の議案審議を今からしていただきたいと思っておりますので、どうぞひとつよろしくお願いいたします。ありがとうございました。

事務局長

ありがとうございました。

続きまして、本日の出欠状況についてですが、山崎賢三委員さんが所用のため欠席とのご連絡がありましたので、ご報告いたします。

本日は農業委員14人中13人が出席しておりますので、多度津町農業委員会会議規則第6条の規定にあります委員の過半数に達していますので、本会が成立していることをご報告いたします。

続きまして、議長の選出についてですが、多度津町農業委員会会議規則第4条に、会長が議長となり議事を整理することになっていますので、大西会長にお願いしたいと思います。よろしく申し上げます。

議長

それでは早速、進めていきたいと思っております。

まず最初に、本日の署名委員さんを指名させていただきたいというふうに思っております。

13番の西山委員さん、それから14番の細川委員さん、どうぞひとつよろしくお願いいたします。

続きまして、昨日の小委員会の報告を、矢野委員さんのほうからよろしくお願いいたします。

矢野委員

改めましておはようございます。

昨日行われました小委員会の報告をさせていただきます。

今月は、農転申請がなくて、第2号議案の許可後の事業計画の変更の申請2件が出ておりました。それを現地調査、大西会長、土田副会長、それから事務局2名、亀山さんと中西さん、それと推進委員の大谷さんと私と、6名で現地確認を行いました。

まず、第2号議案の1番ですけど、これは今まではミョウガで申請があったんですけど、今回水稻に作物の変更という申請で、2番目が、前資材置場として計画していたんですけど、その資材置場として全然使われていなかったんですけど、今回太陽光の設備をやるというようなことで、新たに申請が上がってきました。2件とも別に問題ないと思いますが、審議のほうをよろしくお願いします。

以上です。

議長

ありがとうございました。

ただいまの小委員会の報告について、何かご意見、ご質問がありましたらよろしく。

(なし の声あり)

議長

特にないようでしたら、議案のほうに進んでいきたいというふうに思っております。

それでは、議案第1号 農地法第18条第6項の規定による通知及び使用貸借解約通知について（報告）を議題といたします。

事務局より報告をよろしくお願いします。

事務局

議案第1号をご覧ください。

【議案第1号1番から3番について 議案書を基に朗読】

補足といたしまして、番号3番で解約した農地につきましては、1月から別の耕作者が耕作する予定となっております。

以上です。

議長

ありがとうございました。

ただいまのご説明、議案第1号について何かご意見、ご質問ございませんか。

よろしいですか。

私のほうから。1番、2番の●●さんは、これは親子ですか。親子のようなんですけども、これは地元は宮武委員さんかな。

推8番委員

はい、私のところです。

議長

面積が多いんで、何かこれは解約した後、今のところ借り手が未定、つかんというか。

推8番委員　　そうですね。

議長　　これは本人が、地権者が耕作していくんかな。それとも、どんな
面積がようけあるんで。

推8番委員　　この話、まだ私は聞いていないんですけど、この資料をいただいたときに、次の借り手を私のほうで探していくということもやってよろしいんかな。逆に、決まっておれば、動いたら迷惑になったらいかなってという気もあつたんですが。

議長　　これは別に問題ないと思うし、まずはその●●さんが自分で。

推8番委員　　当たってみてよろしいですか。

議長　　自分で耕作する意思があるんやったら、それはもちろんそれでええので、もし困っておるようじゃなかったらお助けするという考えで。

推8番委員　　ちょっとお時間をいただいたらと思います。

議長　　もし情報が何かあつたら、例えば地元でなかったら、ほかでも誰か借手を探していただけたら。

推8番委員　　ちょっとお時間を下さい。

議長　　よろしく。
ほかに何かございませんか。
(なし の声あり)

議長　　ないようでしたら、報告案件ということでご理解いただきたいと思
います。
続きまして、議案第2号 農地法第5条第1項の規定による許可後の事業計画変更申請についてを議題といたしますので、事務局より説明よろしく申し上げます。

事務局　　議案第2号 農地法第5条第1項の規定による許可後の事業計画変更申請について。
【議案第2号番号1番から2番について 議案書を基に朗読】
補足といたしまして、番号2番は、当初は資材置場用地として平成21年1月9日申請、同年2月26日許可を受けていた土地です。現在まで農地の管理はしていましたが、許可どおり事業を行うことはありませんでした。今回、申請前に土地家屋調査士より事業計画変更の相談があり、その後香川県農政課と町担当吉田で協議を行ってまいりました。許可を受けてから、事業を行っていなかったが、許可から10年以上経過しており、このまま遊休農地としているより、土地の有効活用という観点、また顛末書が添付されていることから、申請及び受付に至りました。

以上です。

議長

ありがとうございました。

ただいま説明がありましたけども、このことにつきましてご意見、ご質問等をよろしくお願いいいたします。

9 番委員

池田君は議決権がないけん、同席は構わんということかな。どういうことかな。ちょっと分かんやけど。

事務局

そうです。

9 番委員

ほんなけど、それはこっちが認めた場合に推進委員がおるんじゃろ。農業委員が認めて、推進委員がおるんやろ、同席しとんやろ。

事務局

招集については、農業委員さんと推進委員になりまして、議案について議決権があるのが農業委員さん、傍聴席に座っているのが推進委員さん。

9 番委員

分かるんじゃけど、同意を求めれば発言できる。議事何とかというんで、池田君が同席しとんは問題ないんかということ。それは決めたんかな。

事務局

問題ありません。

9 番委員

それで行きよったかの。

事務局

問題ありません。

9 番委員

そうかの。はい。

議長

どうぞ。

1 3 番委員

ちなみに、水稲になっているんですけども、太陽光の下に水稲を植えるわけですか。

事務局

水稲を行っております。

営農型太陽光パネルなので、上空については太陽光、下の部分については水稲ですね。そのための事業計画の変更という形で、今回申請に至りました。

9 番委員

吉田君、なぜ施設の下に作り物をしなければいけないかというのを説明せないかんのやろ。

1 3 番委員

いやいや、それはいいんですわ。

9 番委員

ええんかな。

1 3 番委員

分かってるんやけど。

9 番委員

理解できとん。

1 3 番委員

理解できとんやけど、水稲を本当に植えるのかということ。

事務局

当初は、平成30年の申請の段階で、ミョウガという形で申請がありました。その許可後、池田さんは、ミョウガではなくて水稲を行っ

ていました。その水稲の報告を受けて、県農政課へ水稲として報告はしました。ただ、本来はそのタイミングで申請書がミョウガなので、水稲には変更をしなければいけなかったんですが、今回、この10月に農政課から、作物が変わっているのであれば、事業計画の変更を出してくださいという話がありまして、今回、事後になるのですが、事業計画の変更に至りました。

- 9番委員 当然やろうな。
- 13番委員 ミョウガなら分かるんだけど、何で水稲にしたのかなというのが。
- 9番委員 水稲のほうが管理よいと思う。池田さん、水稲のほうがやりよいわな。
- 推6番委員 いいですか。水稲のほうがええ、このときはミョウガを作る時期を逸したんですよ。3月に工事が完成したので、4月からの着手に時期を逸しているんです。
- 13番委員 今後も水稲を作っていくん。
- 推6番委員 もう水稲。今年でもう2回目が終わりました。
- 13番委員 ああ、もうやっているんですか。
- 推6番委員 はい。
- 9番委員 西山君、水稲は多い。
- 13番委員 そうなんですか。
- 9番委員 水稲のほうが多いんや。水稲のほうが作りよいつて聞いとんよ。
- 13番委員 そうなんですか。いやいや、そこが質問したかっただけなので。
- 9番委員 ちょうど高さがいいんやが。
- 13番委員 ええ、日が当たらなくてもいいんですか。
- 推6番委員 行けます。
- 13番委員 収穫量そんなに変わらない。
- 推6番委員 変わらない。ほとんど一緒です。
- 13番委員 それは、相当高くしとんですか。
- 推6番委員 いや、トラクターが入れる分、2メートルちょっと確保していません。
- 9番委員 そうそう。機械が入れるようにな。水稲はようけ。やきん最近よう聞くよ。
- 13番委員 そうなんですか。
- 9番委員 うん。
- 13番委員 そこが質問したかっただけなんで、別に。本当につくれるんかな思うてね。

議長 どうぞ。

14番委員 面積のところ、909平米のうち0.41平米というのは、
事務局 営農型の申請については、農地については、この909平米です。
0.41というのは、支柱部分です。営農型太陽光なので、上空部分
に太陽光パネルが来ます。そこから支柱が何本もあります。その部分
だけ、農地一時転用という扱いです。通常の太陽光パネルでしたら、
一面低いところに設置して、それが永久転用になるんですが、支柱部分
だけ一時転用という扱いになり、こういう申請の書き方になります。

14番委員 支柱部分だけにしても、えらい少ないんじゃない、本数からしたら。
職務代理(2番)委員 そんなもん。

9番委員 池田君、どんなんや。

推6番委員 いや、そんなもんですよ。もうこのぐらいですから。
議長 直径10センチか15センチぐらい。
9番委員 何本ぐらいあるん。
職務代理(2番)委員 稲株で1株抜けるだけ。
9番委員 ふうん。本数は大分あるやろ。
推6番委員 六、七十本やったと思います。
9番委員 ああ、ほんまなん。
14番委員 分かりました。ありがとうございました。
議長 どうぞ。
5番委員 吉田さん、これ県からの要請やろ。
事務局 はい。
5番委員 これを逆に言っちゃうと、これは高瀬のほうだったら、太陽光の下
にキャベツを作っている人とかいるんだけど、これは、水稻とか麦と
か、ミョウガだったら野菜って指名してはいかんの。各作物、種目
を書くわけ。キャベツだの、ミョウガだのって。
事務局 そうですね。
5番委員 じゃあ、変更になったとき、随時こういうような変更届を出さない
かんの。
事務局 そういうふうに指導を受けています。
議長 それも、みんな大体そういう疑問をこの場で言うてきたんや。
事務局 当初は私も、作物の変更だけなので、書面なり口頭なりで担当に報
告したらいいのかと思ってたら、もともとの作物が変わるんであれ
ば、変更しなければいけない、変更申請を出さなければならない。

5 番委員 これは、県の農地課ですか。

事務局 農政課です。

議長 それと、余談になりますけど、作物の変更は今議論があったようなこともせないかんし、2月言うたんかな、実績を出すん。

事務局 はい。実績を2月に。

議長 何を作った、何ぼできたという実績報告も、これはひとつせないかんようになっとるようです。

9 番委員 それがああるんやったら、事務局はそれを言わんか。

事務局 実績です。

9 番委員 何か、今会長が言われとったのを言うてほしい。

事務局 この営農型太陽光発電については、毎年2月頃に国から県、県から各市町のほうへ、営農型太陽光発電をしている案件については報告書を上げるようにと指導がありまして、今回は池田さんについては昨年実績報告をいただいて、それを県のほうへ報告をしました。その中で、本来はそこで、中身が違うのであれば、変更の申請を指導があるべきところを、今、事後になって、変わっとるのがあれば出してくださいとなりました。今年度も、2月頃に県のほうから各市町のほうへ、営農型太陽光発電の調べがありまして、また私のほうからは池田さんのほうへ報告書の依頼をかけるところです。

議長 よろしいですか。

9 番委員 もう一つ聞きたいんじゃが、結局池田君みたいに、下で作物というんは、農地だからそうせないかんというんでなしに、農地の中にもいろいろ幅があるんだな。下で作らないかんというたら、どういうところかというて限定されとるんじゃないん。こういうところは下で作らな許可になりませんよとかというのがあるんやろ。ない。わしはあると見とるんじゃが。そこら辺の説明も欲しいんやけど。今分からのやったら、また調べとってほしい。農地全てが下で作らないかんのではないやろ。

事務局 下というのは、田畑で耕作をしているということですか。

9 番委員 いやいや、こういうふうに、池田君みたいに、下で耕作せな許可にならん農地と、そうでない農地があるんでないかということ。

議長 今思いついたんやけど、例えばシイタケみたいに、ほだ木をばあつと地上へ置いてというようなんも、今秋山さんが言う意味になるん。

9 番委員 それは、下で作らないかんということや。下は農地として活用せな許可にならんのやろ。

議長 例えば、農地を耕作しているところの上へどうのこうのするんでなしに、今例えばの話だけでも、シイタケみたいな、こう上にほだ木を置いてというものと、それでも構わんのかという話。

9番委員 いやいや、そうじゃなく。それと、池田君のとは同じと見とんや。要は、下をそういうふうには耕作物がなけりゃ許可にならんというんと、下を作らんでも許可になる農地というのを。

5番委員 営農型っていうのが。営農型太陽光やから、両方せないかんやろ。

事務局 営農型太陽光なので、上空はパネル、下については水稻、ミョウガ、野菜等いろいろあります。ただ、それについては本当にやっているのかという形で、毎年報告書を上げなければいけないと。

9番委員 いやいや、そういうことを言よんちゃう。営農型と営農型でないの、許可の対象になるのがあるんじゃないかということと言よんや。営農型以外もあるんでないかということ。

事務局長 秋山委員さんが言われとんは、下側を農地として生かしかないかん地区と、丸々農地としてでなくて…。

9番委員 もう転用だけで行ける分と。

事務局長 地区の違いがあるんでないんかということ。

9番委員 そうそう、それ。ほんだら、参考の為に、先月見立の●●さんのが出とんやろが。

事務局 はい。

9番委員 結局、あんなんは下なしで許可になるん。

事務局 あれは、低い位置に太陽光パネルをするので、いわゆる永久転用です。

9番委員 結局、それよ。わしは、分かりやすく言うたら、1種農地で優良農地は下で作らな駄目ですよ、営農型でないといけん、駄目ですよというふうに、最初是一緒やったんやけど、途中からそうなったんでないかと見とんや。そこら辺は、事務局として、そういうなのは参考資料として報告できとるかということや。改めて、そこらを聞きたいということや。

事務局 通常、太陽光パネルといえは低い位置にして、それが永久転用であり、地目が変わっていくわけなんですけども、今回は農地として残す。

9番委員 そうそう。

事務局 農地として残すので、実績報告を毎年上げなければならない。一時転用なので、一時転用ということは、今回池田さんについては3年間

の一時転用です。その後、3年たてば、更新をしなければならない。

9番委員 これは全て一時転用になるん、営農型は。

事務局 そうです。

9番委員 ああ、そうか。一時転用か。

事務局 はい。期間が決まってるわけです。

9番委員 全て。太陽光の2階建ては。

事務局 はい。今回は、申請を受けてから3年後に、また工期延期という形で、同じような形で申請は上がってきます。

9番委員 分かりました。そんでもうすっきりした。

議長 ありがとうございます。

ほかに皆さんのほうから何かご意見等ございましたらご発言いただきたいと思えます。よろしいですか。

(なし の声あり)

ほかにないようでしたら、議案第2号につきまして承認することについてご異議ございませんか。

(異議なし の声あり)

議長 ないようですんで、承認をいたしたいと思えます。

先ほど、池田さんのほうからありましたのを、改めてご報告、言っておきたいと思えますので、特に新しい委員さんで誤解があるようでしたらと思うんで、前秋山会長のときからもずっと引き続きですけども、議案審議の中で、いつも言うておりますが、推進委員の方については議決権がないというふうなことでございまして、発言なり、いろいろなご意見等については、別に農業委員さんが済んだ後で推進委員さんが述べるとか、そんなんはもう全然関係なしに、議案審議の中で、農業委員さんも推進委員さんも同等な立場でご発言していただいて結構ですんで、どうぞ忌憚のないご意見を述べていただきたいと思えます。

再度申し上げますけど、最後の、先ほど私が「議案第2号について承認することにご異議ございませんか」のところは、農業委員だけの、今言るように議決権が発生しますので、そこだけが委員さん14名の中で議決するということになっておりますので、この点をよろしく願いたいと思えます。

議長 それでは続きまして、議案第3号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の決定についてを議題といたします。

農業委員会法等に関する法律の第31条の議事参与の制限の関係で該

当いたします伊達委員さん一時退席をお願いします。

(伊達委員退席)

議長 事務局より説明をお願いします。

事務局 議案第3号をご覧ください。

多度津町長より農用地利用集積計画の決定を求められています。合計で29件、6万2,458.58平米の申請があり、期間借地を含む使用貸借権のみでの設定になります。内訳としまして、更新が5件、1万368平米、新規が24件、5万2,090.58平米になります。

補足といたしまして、6ページから10ページの表につきましては、土地所有者が香川県農地機構へ貸付けをし、香川県農地機構が右側の欄に記されております借手へ貸付けをいたします。

以上の計画要請の内容は、経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしておりますので、特段問題はないかと考えます。また、農業委員会の承認を得ますと、11月25日より公告縦覧となります。

以上です。

議長 ありがとうございます。

ただいま説明がありました議案第3号で、何かご意見、ご質問がありましたら、よろしくお願ひいたします。

9番委員 三野さん、●●というたら、分かる。40番、41番、42番。三野さんとお近くやな。

4番委員 はい、近くです。

9番委員 退職した人。

4番委員 ええ。これはもう、かなり前に退職しとる。

9番委員 田んぼしよん。

4番委員 ●●さんは田んぼしてない。

9番委員 ああ、そうか。●●に渡すんか。●●●と。

4番委員 うん。

9番委員 ああ、奥の●●●。分かりました。

議長 特にございませんか、ほかに。

9番委員 もう案件が少ないきんのう、しっかりいろんな、ある程度時間を使わな。せっかくの機会やのに。

議長 退室しとる人も一人おりますので。この案件につきましては特にほかに何かないですか。

(なし の声あり)

議長 それでは、異議なしのようですので、議案第3号につきまして承認す

ることにご異議ございませんか。

(異議なし の声あり)

議長 ありがとうございます。異議なしということで、議案第3号を承認といたしたいと思います。ありがとうございました。

(伊達委員着席)

議長 それでは、おそろいなので進めさせていただきたいと思います。ということで、議案については以上になります。取りあえず、進めていきたいと思いますので、よろしくお願いします。

それでは、報告ということで、その他のので、事務局よりよろしくお願いします。

事務局長 それでは、事務局より4点ご報告させていただきます。

1点目は来月分の農地機構貸借案件について、2点目は農業委員会手帳について、3点目は令和2年度市町農業委員農地利用最適化推進委員研修会の出欠について、4点目は今年の農地農政検討会についてです。

初めに、来月分の農地機構貸借案件についてお願いします。

事務局 **【その他4点について事務局より説明】**

事務局長 来月の予定についてです。

12月の小委員会は、10日木曜日午前9時から第1会議室で行います。当番委員さんは、8番中村委員さん、推進委員さんは5番山地委員さんをお願いしたいと思います。

定例会は、11日金曜日午前9時から第1会議室で行います。署名委員さんは、4番三野委員さん、5番横關委員さん、6番斯波委員さんのうちお二人の方をお願いしたいと思います。

事務局からは以上です。

議長 ありがとうございました。

来月、少しいつもの定例会より早いですけども、師走のお忙しい中かと思えますけども、よろしくお願いします。先ほどもお願いを申しました会のお願いにしましても、研修会、よろしくお願いしますと思います。

特に、皆さんのほうから何かございましたらご発言いただきたいと思います。ほかにないですか。

(なし の声あり)

議長 なければ、これで今月の定例会を終了いたしたいと思います。それでは、どうもありがとうございました。